

令和 2 年

第 3 回市議会定例会 議案第 7 号

函館市立保育所条例の一部改正について

函館市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市立保育所条例の一部を改正する条例

函館市立保育所条例（昭和 3 4 年函館市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

函館市つつじ保育園条例

第 1 条中「保育所」を「，市につつじ保育園」に改める。

第 2 条および第 3 条を次のように改める。

（名称および位置）

第 2 条 名称および位置は，次のとおりとする。

名称 函館市つつじ保育園

位置 函館市日ノ浜町 1 7 2 番地 8

（定員）

第 3 条 函館市つつじ保育園（以下「つつじ保育園」という。）（次項に規定する定員に係る部分を除く。）の定員は，4 5 人とする。

2 つつじ保育園における子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支援法第 2 0 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子ども（特別利用保育（支援法第 2 8 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育をいう。以下同じ。）に係る者を除く。）の定員は，1 5 人とする。

第 4 条の前の見出しを「（乳幼児の保育等）」に改め，同条第 1 項中「保育所」を「つつじ保育園（前条第 1 項に規定する定員に係る部分に

限る。次項および次条第1項から第3項までにおいて同じ。)」に改め、同条第2項中「保育所」を「つつじ保育園」に、「入所している」を「在籍している」に、「入所を」を「登園を」に、「退所させる」を「退園させる」に改める。

第5条第1項中「保育所」を「つつじ保育園」に改め、「(支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。以下同じ。)」を削り、同条第2項中「保育所」を「つつじ保育園」に改め、同条第3項中「保育所」を「つつじ保育園」に、「入所している」を「在籍している」に、「入所を」を「登園を」に、「退所させる」を「退園させる」に改める。

第6条の見出しを「(教育・保育給付認定子どもの保育)」に改め、同条第1項中「認定こども園」を「つつじ保育園」に改め、「第3条第2項に規定する」の後ろに「定員に係る」を加え、同条第2項中「認定こども園」を「つつじ保育園」に、「入所している」を「在籍している」に、「入所を」を「登園を」に、「退所させる」を「退園させる」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「保育所」を「つつじ保育園」に、「入所し」を「入園し」に、「退所した」を「退園した」に、「第6条第1項」を「前条第1項」に、「第6条第3項」を「前条第3項」に改め、同条第1号中「入所した」を「入園した」に、「中途入所日」を「中途入園日」に、「開所日数」を「開園日数」に改め、同条第2号中「退所した」を「退園した」に、「中途退所日」を「中途退園日」に、「開所日数」を「開園日数」に改める。

第8条を次のように改める。

(職員)

第8条 つつじ保育園に園長、保育士、嘱託医その他の職員を置く。

第9条の見出しを「(休園日)」に改め、同条中「保育所の休所日」を「つつじ保育園の休園日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

花園保育園を民営化することに伴い廃止し、およびつつじ保育園に関する規定を整備するため